

子どもの笑顔をみんなであつなぐまち・しながわ



品川区児童相談所

令和6年10月1日にオープンします

開所時間：8時30分～17時（土日祝、年末年始を除く。）

代表番号：03-6712-8261 F A X：03-6712-8273



品川区児童相談所マスコットキャラクター

がるるん



令和6年10月1日から

品川区の18歳未満のお子さんに関する虐待通告の窓口が品川区児童相談所（品川区北品川3-10-9）に変わります。

東京都品川児童相談所は、目黒区・大田区を管轄とし、現在地（品川区北品川3-7-21）で引き続き業務を行います。

アクセス



■電車

新馬場駅北口 徒歩8分

大崎駅南口 徒歩15分

■バス

渋41、渋43、井50、品94
「新馬場駅前」下車5分

渋41、渋43

「第一三共前」下車5分

「虐待かも…」と思ったら

心配なお子さんを見つけたら迷わずご連絡ください。以下の番号では、通告を24時間・365日受け付けています。

■児童相談所虐待対応ダイヤル ■しながわ見守りホットライン

189 (いちはやく)

0120-726-628

品川区児童相談所では、主に以下の業務を行います

相談・支援

児童相談所では、子育てや家庭環境に関する不安、障害や発達に関すること、不登校や家出、暴力、万引きなど、お子さんやご家族に関するご相談を丁寧に伺い、対応を一緒に考えながら、専門の職員が一丸となって支援します。

一時保護

家庭でのお子さんの養育が難しく、お子さんの安全を守るために保護が必要と判断される場合には、お子さんをお預かりすることがあります。また、お子さんの状況などを観察するために、一時的にお預かりすることもあります。

里親制度の啓発・支援

「里親制度」は、様々な事情により家庭で暮らすことのできなくなった子どもたちに、公的責任のもとで、あたたかい家庭環境での養育を提供する「子どものための制度」です。児童相談所は、制度の普及啓発を図り、里親子の生活を支援します。

愛の手帳

「愛の手帳（東京都療育手帳）」とは、知的障害のあるお子さんが各種サービス（手当や制度等）を利用するために交付される手帳です。10月1日以降、18歳未満の方は、品川区児童相談所で愛の手帳の申請や更新の手続きを行います。